

農薬行政の刷新について

平成20年5月

消費・安全局

1. 農薬行政の刷新のねらい

- ・ 農薬は、意図的な使用の結果として環境に放出されるため、化学物質の中で最も厳しい安全性審査が求められている資材であり、登録制度を不断に見直すことが必要。
- ・ 農薬行政の刷新計画は、以下の2本柱からなる。
 - 国際的な動きに対応した農薬登録制度の改善と
 - 行政科学(レギュラトリー・サイエンス)に基づく審査体制の整備
- ・ 登録制度の改善に際しては、「農薬登録制度に関する懇談会」における意見交換を通じたリスクコミュニケーションを実施し、関係者の意見の反映に努める。

2. 農薬行政の刷新に当たっての基本原則

今後の農薬行政を、以下の基本原則に基づいて行い、農薬行政の刷新を図る。

- (1) 科学的な情報・知見・データに基づき、リスクの程度を考慮した方針・施策の決定を行う。
- (2) Codex や OECD などの国際的な原則・ルール作りに参画するとともに、国際基準等と国内制度の調和を図る。
- (3) 施策の決定に当たっては、消費者、生産者、農薬製造者などの利害関係者と幅広く意見交換を実施することにより、現状の把握と透明性の確保を図る。

3. 主要課題と対応スケジュール

(1) 食品安全に関わる課題

① 農薬の急性的影響を考慮した作物残留データの整備 (ARfD の導入)

国際的には既に急性参照量 (ARfD) の設定とこれに対応する短期暴露評価が行われている。厚生労働省と ARfD 導入についての協議を行い、短期暴露評価に必要な加工調理試験等の導入スケジュールを決定する (1~2 年以内の導入を目指す)。

② ARfD の導入に対応した作物残留試験 GLP の導入等

上記に対応するためには、作物残留試験への GLP (Good Laboratory Practice) 導入と試験例数の増加が必要。このため、昨年の規制改革・民間開放推進会議

の答申を受ける形で、19 年度末までに作物残留試験に GLP 導入を実施した。作物残留試験の例数について、20 年度も継続して検討する。

③ 国内飼料作物生産・利用の推進に対応した検査項目の追加

自給率の向上及び飼料価格の高騰に対応して、国内飼料作物の生産・利用を推進するにあたり、飼料から畜産物に移行する残留農薬に関する対応が必要。このため、畜産物の残留基準設定のあり方について畜水産安全管理課や厚生労働省等と協議し、20 年度以降に飼料から家畜体内への移行試験等の追加を検討する。

(2) 農薬の使用時安全に関わる課題

① 有機リン系農薬問題

有機リン系農薬等について神経毒性に係る懸念がある。既に米国において神経発達毒性試験が農薬の登録要件とされているだけでなく、神経発達毒性試験に関する OECD のテストガイドラインも昨年 10 月に承認されている。今後、食品安全委員会と発達神経毒性試験の導入に向けた協議を行う。

② 使用者安全に係るリスク評価

農薬使用者へのリスクの欧米における評価手法を調査の上、我が国における使用者へのリスクの評価に、科学的な手法を取り入れる（暴露評価手法等について 2~3 年以内の導入を目指す）。

(3) 農薬登録制度全般に関わる課題

上記のほか、20 年度に予定されている法改正 5 年後の見直しに係る検討や規制改革・民間開放等の課題についても基本原則に基づき対応する。

例) 薬効・薬害試験の民間開放は 19 年度末に実施済み

4. 国際対応チームの設置

3 の主要課題を検討するに当たり、国際動向の把握や国際的な指針作成への関与が重要となることから、平成 19 年 8 月に国際対応チームを設置し、主要課題の国際動向に係る情報収集等を集中的に行っている。

農薬行政の刷新計画工程表

項目	年度					
	19	20	21	22	23	24
①平成19年度に検討する項目						
ア. 作物残留性試験への GLP の導入（20年4月施行）	↔					
イ. 薬効・薬害試験の実施要件の緩和（20年4月施行）	↔					
ウ. 作物残留性試験の例数増の新規及び適用拡大の申請への適用	↔					
エ. 登録農薬の検査基準の作成・提示及び作物残留試験を必要とする既登録農薬の選択について		↔				
②平成20年度以降に検討する項目						
ア. 発達神経毒性試験成績の要求		↔				
イ. 農薬使用時安全に関するリスク分析の導入		↔				
ウ. 加工調理試験のガイドラインの導入及び検査基準の見直し		↔				
エ. 家畜移行試験のガイドラインの導入・自給飼料作物の農薬登録に係る検査基準の見直し			↔			
オ. 農薬登録制度の5年後見直しに係る検討		↔				